「トライオートインターネット取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更(平成26年6月23日)

刊	 行	変更後
第1条~第24条 (省	前略)	第1条〜第24条 (現行どおり)
公 OF 久(AR 5/4)		650 F /Z (AA VA)
第25条(解 約)	m/z \	第25条(解 約)
(省)	略)	(現行どおり)
2 (省略)		2 (現行どおり)
(1)~(9) (省		(1)~(9) (現行どおり)
新	設)	(10) 乙が提供する価格等の取得方法および利用が
		不適切であると乙が判断した場合または甲が本
		取引を利用することが不適当であると乙が判断
		したとき。不適切な取引とは、次に掲げる取引
		を行うことにより、他の顧客、乙のシステムま
		たはカバー取引等に悪影響を及ぼす行為等をい
		い、甲が不適切な取引を行ったと乙が判断した
		場合、乙は、当該甲の不適切な取引を取消すこ
		<u>とができるものとする。</u>
		①自動売買プログラム等を使用していると思わ
		れる取引
		②流動性の低い時間帯における多額の取引
		③指標発表時の価格の歪み等を狙って行う取引
- 13)	下省略)	(以下現行どおり)
	以上	以上
	平成26年4月28日	平成26年 6 月23日
	<u> </u>	<u> </u>